

令和5年11月9日		
資料提供		
担当	林業振興課	きのくに信用金庫 総務部
担当者	可部、長井	三角
電話（直通）	073-441-2964	073-432-5000（代表）


 夢をかなえるお手伝い★
きのくに信用金庫 と「建築物木材利用促進協定」を締結しました

和歌山県は、紀州材を用いた建築物の木造化木質化を推進しています。

このたび、和歌山県ときのくに信用金庫は、紀州材の積極的な活用における協力及び連携により、2050年カーボンニュートラルの実現に取り組んでいくことを目的とした建築物木材利用促進協定^(※1)を締結しました。

1. 協定の概要

きのくに信用金庫は、店舗整備等で紀州材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現に取り組む。

(1) 自金庫店舗の建築及び改修時には、構造や内外装に紀州材を積極的に活用。

(2) 店舗を利用する方々やその他県民等に対し、店舗内の木質化や地域振興イベント等を通じて紀州材利用の意義やメリットについて積極的にPRを行う。

県はこれらの取り組みを支援。

2. 協定の締結日

令和5年11月8日

3. 協定期間

協定締結の日から令和9年度末（令和10年3月31日）まで



※1【建築物木材利用促進協定制度について】

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」（令和3年10月施行）に基づき、事業者が建築物における木材利用の促進に関する構想を実現するため、国又は地方公共団体と協定を締結できる。

※2【本店での紀州材利用について】

本店を利用する県民に向けて、本店1階会議室の内装の壁、天井の一部に紀州材を利用したことにより、温かく落ち着いた空間づくりが提供されている。